

朝倉市 出前講座

ご利用ください☆



令和7年度 講座派遣制度のご案内

朝倉市では、市民と一緒に「住みよいまちづくり」を進めるため、『朝倉市出前講座』を開設しています。「身近なことだけど、良く知らない」「前から聞いてみたかった」「〇〇ってどうなるの?」「〇〇をしてみたいけれど、どうすればいいの?」など、疑問や学習したいことについて、ご相談ください。学ぶ心を大切にして、まちづくりに生かしましょう。



出前講座とは?

市民の皆さんが企画・主催する催し(市内限定)に市職員が出向き、朝倉市の取り組みを説明したり、職員の専門的な知識・技術などをお届けします。



講師料は?

無料です。ただし、材料費が必要なメニューもあります。



申込方法は?

所定の申請書を提出してください。まずは気軽に電話等でご相談ください。



出前講座開催までの手順は?

グループをつくり、メニューを選びます。日程と会場を決めて、担当窓口に申し込みます。



申し込み

担当窓口で受け付け、日程調整や決定手続きを行った後に、グループ代表者に決定通知書が送付されます。



講座の決定
通知書送付

コミュニティや学校、集会所など(市内限定)に職員が出張し、講座を開催します。



朝倉市文化・生涯学習課 生涯学習・スポーツ係



朝倉市出前講座メニュー

講座の申し込みは各担当窓口（各直通電話または市役所（代表）☎22-1111）へ

講座名	内容	所要時間	担当窓口	特記事項
知ってる？税！	①市・県民税 ②固定資産税	60分～90分	税務課住民税係 (☎28-7562)	10人以上
環境講座（地球温暖化対策・エコファミリー）	①地球温暖化対策 ②エコファミリー（環境家計簿）	30分～60分	環境課環境係 (内線65-11～14)	・何人でも可 ・パンフレットあり ・県地球温暖化防止活動推進センター実施のエコサポーター派遣制度との併用可
朝倉市の下水道	下水道の役割、下水道整備の方法	30分～60分	上下水道課庶務係 (☎22-1122)	10人以上
介護保険制度	制度の概要から詳細まで、希望に応じて説明	30分～60分	介護サービス課 資格認定係 (☎28-7585)	・10人以上 ・パンフレットあり
高齢者在宅福祉サービス	朝倉市の高齢者在宅福祉サービスを説明	30分程度	介護サービス課 高齢者支援係 (☎28-7590)	10人以上
地域みんなで支え合う高齢化社会	社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防に繋がることを学ぶ	30分～60分		
国民健康保険を活用しよう！	病院や薬局の上手なかかり方など、健康保険に関する役に立つ制度や情報を紹介	30分～60分	保険年金課 国民健康保険係 (☎28-7558)	・何人でも可 ・パンフレットあり ・健康課の講座と同時に受講可
「後期高齢者医療制度」ってなに？	後期高齢者医療制度について説明		保険年金課 後期高齢者医療係 (☎28-7557)	
ニュースポーツ体験教室	ボッチャ、ソフトダーツなど、楽しく誰でも始められるスポーツを紹介	60分～120分	文化・生涯学習課 生涯学習・スポーツ係 (☎22-2348)	・体験教室は受講後各自でニュースポーツができるようになることを目標とします ・5人以上 ・開催日の1か月以上前に要相談(以降は対応不可) ・土日祝要相談
チェック・ザ・体力	簡単なチェック項目による体力テスト			
あさくら歴史講座	原始時代から現代まで、朝倉市の様々な歴史について、市の文化財専門職員が解説します。	60分程度	文化・生涯学習課 文化財係 (☎28-7341)	・座学による講座 ・内容はメニュー一覧から選択 ・メニューは10種類程度

【出前講座を申し込む場合の注意事項】

- メニューによっては、現地の実態や施設内容を知ってもらう意味があり、出前できないものも含まれます。
- 講師となる職員の業務等の関係で日程等の希望にそえない場合がありますので、早めに申し込んでください。
- 講座での質疑内容によっては即答できないものもありますが、その場合は後日改めて回答します。
- 講座での質疑応答や意見交換はできますが、苦情や要望を受け付けることはできません。
- 詳しくは、講座申込時に担当窓口へおたずねください。

講座名	内容	所要時間	担当窓口	特記事項
物忘れのお話	一般的な話から詳細まで、希望に応じて説明	午後から 30分程度	朝倉診療所 (☎52-1131)	・10人以上 ・外来診療との調整が必要 ・会場は主催者で調整 ・日祝日は要相談
長寿設計	健康で長生きするための秘訣を学ぶ			
生活習慣病改善のツボ	手軽に・楽しく・気持ちいい健康管理を目指して、健康づくりをお手伝い			
熱中症にならないために	室内にいても熱中症になる？老若男女に身近な病気の予防や対処の仕方を学ぶ			
飲酒による健康障害と上手なお酒の飲み方	お酒による健康障害と正しいお酒の飲み方を説明			
生活習慣病とがん	がん予防のための食生活を含めた日常生活について説明			
健康食品には注意を	健康食品が処方薬へ悪影響を与える場合があることを説明			
健康講座	①生活習慣病予防に関する講話 ②健康づくりに関する講話	60分程度	健康課 健康増進係 (☎22-8571)	・10人以上 ・開催日の1ヶ月以上前に要相談
栄養講座	①生活習慣予防のための食事とは？ ②バランス食とは？			
人権“考”座	身近な人権問題について、みんなで考えてみましょう	60分～90分	人権・同和対策課 人権・同和教育係 (☎28-7861)	10人程度から
誰にでもある無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）	①DVD視聴 ②O×クイズ（希望がある場合）	60分～90分	男女共同参画推進室 男女共同参画・青少年係	受講人数：10人以上 パンフレットなし
だまされないで！「悪質商法」	悪質商法のいろいろな手口や対処方法	60分～90分	商工観光課 商工労働係 (☎28-7862)	消費生活相談員が講師です

講座名	内容	所要時間	担当窓口	特記事項
防災について	災害に対する事前準備や心構え、情報収集手段など	30分～90分	防災交通課 消防防災係 (☎28-7554)	・何人でも可 ・資料やパンフレットあり
朝倉市の公共交通	あいのりタクシー等の利用方法	30分～60分	防災交通課 交通対策係 (☎28-7556)	・5人以上 ・パンフレットあり

出前講座 ～消防署編～

講座名	内容	所要時間	担当窓口	特記事項
安全・安心 「防火講座」	ベテラン消防士が教える、命や財産を守るための基礎知識	30分～1時間	甘木・朝倉消防本部 予防課 (☎23-2752)	・最低5人以上 ・パンフレットあり ・消防署の職員が講師です

お茶の間教室をのぞいてみませんか？

「お茶の間学習ネットワーク事業」は、学びたい人が自分達で講座を開設し自主運営する。

それを教育委員会がサポートする事業です。

下記の★開設要件★を満たし、教育委員会に申請することで会場が無料で借りられるメリットがあります。

各コミュニティセンター等で、現在開講している教室は朝倉市のホームページをご覧ください。

また、見学を希望される場合は事前に各コミュニティセンターにお問い合わせください。

★開設要件★

- ・市民を中心とした5人以上の参加者があり、その中から代表者を決めること。
- ・指導者は、「朝倉市生涯学習指導者登録制度」の登録者の中から選考すること。
- ・指導者謝金は、学習者1人につき1回500円以内（材料費等別途かかる場合があります）。
- ・1回の学習時間は2時間以内とし、月1回以上定期的に行うこと。
- ・学習領域は、一般教養、日常生活、趣味、お稽古事、伝統伝承文化、ダンス健康体操及びレクリエーション等とする。

※新規立ち上げの場合は、必ず代表者が文化・生涯学習課にご連絡ください。

「朝倉市生涯学習指導者」登録制度を活用してみませんか？

市では、仕事や趣味、生活などを通して身につけた知識や技能・技術を持つ指導者（個人・団体）を生涯学習指導者として登録する「生涯学習指導者登録制度」を実施しています（自薦他薦は問いません）。

専門的な知識・技術や生活に密着した知識を持つ人、趣味や遊びを指導できる人なども登録できます。

●活動内容…コミュニティや地域の団体、市民の要請に応じた生涯学習活動の指導。

●募集分野…趣味一般（工芸・園芸・家庭生活など）、レクリエーション（ダンス・ストレッチ体操等）、芸術文化（書道・舞踊・華道・茶道等）、教育一般（育児・青少年・家庭教育等）、語学（英語・韓国語・中国語等）国際交流に関すること、ボランティア活動等（営利を目的とした活動や政治活動、宗教活動は除く）。

【問い合わせ】 市文化・生涯学習課 生涯学習・スポーツ係 (☎22-2348)